

申請書類

📄 ホームページをご確認ください。

助成申請書類のダウンロード等はこちらから➡



申請期限

助成対象治療に要した費用を支払った日が属する年度内に申請してください。

※妊孕性温存療法実施後、期間を置かず原疾患治療を開始する必要があるなどのやむを得ない事情により、当該年度内に申請が困難であった場合に限り、翌年度に申請することができますので、その場合は事前にご連絡ください。

提出先

| 名称 | 住所 | 電話番号 |
|------------------|-------------------|--------------|
| 南加賀保健福祉センター | 小松市園町ヌ48 | 0761-22-0793 |
| 加賀地域センター | 加賀市山代温泉桔梗丘2-105-1 | 0761-76-4300 |
| 石川中央保健福祉センター | 白山市馬場2-7 | 076-275-2250 |
| 河北地域センター | 河北郡津幡町字中橋口1-1 | 076-289-2177 |
| 能登中部保健福祉センター | 七尾市本府中町ソ27-9 | 0767-53-2482 |
| 羽咋地域センター | 羽咋市石野町ヘ31 | 0767-22-1170 |
| 能登北部保健福祉センター | 輪島市鳳至町畠田102-4 | 0768-22-2011 |
| 珠洲地域センター | 珠洲市宝立町鷺島ハ124 | 0768-84-1511 |
| 石川県健康福祉部 少子化対策監室 | 金沢市鞍月1-1 | 076-225-1424 |

問い合わせ先

石川県健康福祉部少子化対策監室母子保健グループ

TEL 076-225-1424 FAX 076-225-1423



将来子どもを望む方へ



にん よう せい

妊孕性温存療法及びその後の 生殖補助医療への支援のご案内

石川県では、小児、思春期・若年がん等の患者さんに対し、子どもを出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法や、その後の体外受精等（温存後生殖補助医療）に要する費用の一部を助成します。



がんの治療を始める前に、主治医に将来子どもを望む意思を伝え、治療の生殖機能への影響や妊孕性温存療法の実施について相談しましょう。

妊孕性温存療法に対する助成

| 助成対象 | 助成上限額 |
|------------------------|-------|
| 胚（受精卵）凍結に係る治療 | 35万円 |
| 未受精卵子凍結に係る治療 | 20万円 |
| 卵巢組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む） | 40万円 |
| 精子凍結に係る治療 | 2万5千円 |
| 精巢内精子採取術による精子凍結に係る治療 | 35万円 |

助成回数

通算2回まで

（他の都道府県で上記に係る助成を受けている場合も含む）

助成対象者 以下の要件を全て満たす方

- ◆石川県内に住所を有すること
- ◆助成対象となる治療の凍結保存時に43歳未満であること
- ◆助成対象となる治療について、他制度による助成金を受けていないこと
- ◆以下のいずれかの原疾患の治療を受けること
 - ①「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（一般社団法人日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
 - ②長期間の治療によって卵巢予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等
 - ③造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンconi貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等
 - ④アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等
- ◆助成対象治療を行う指定医療機関^{※1}の医師及び原疾患担当医師により、妊孕性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められること
- ◆国が定める「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱」に基づく研究事業^{※2}に対して臨床情報等を提供することに同意すること
- ◆胚（受精卵）凍結に係る治療の場合は、婚姻関係が確認できること（事実婚の場合は申立書を提出）

※1 最新の指定医療機関は県HPに掲載

※2 妊孕性温存療法の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成など、妊孕性温存療法の研究を促進するための事業

温存後生殖補助医療に対する助成

| 助成対象 | 助成上限額 |
|----------------------|----------------------|
| 凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療 | 10万円 |
| 凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療 | 25万円 ^{※3} |
| 凍結した卵巢組織再移植後の生殖補助医療 | 30万円 ^{※3～6} |
| 凍結した精子を用いた生殖補助医療 | 30万円 ^{※3～6} |

※3 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は10万円

※4 人工授精を実施する場合は1万円

※5 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円

※6 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療を中止した場合は対象外

助成回数

初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が

| 40歳未満 | 40歳以上43歳未満 |
|-------------|-------------|
| 出産につき通算6回まで | 出産につき通算3回まで |

助成対象者 以下の要件を全て満たす方

- ◆石川県内に住所を有すること
- ◆助成対象となる治療について、他制度による助成金を受けていないこと
- ◆夫婦（事実婚の場合を含む）のいずれかが、妊孕性温存療法の助成要件を満たし、妊孕性温存療法を受けた後に、上記の助成対象となる治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断されること
- ◆治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の夫婦であること
- ◆温存後生殖補助医療を行う指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存後生殖補助医療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められること
- ◆国が定める「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱」に基づく研究事業に対して臨床情報等を提供することに同意すること
- ◆婚姻関係が確認できること（事実婚の場合は申立書を提出）